

平成27年第6回上里町議会定例会会議録第3号

平成27年12月9日(水曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 7 (町長提出議案第62号) 上里町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第 8 (町長提出議案第63号) 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 (町長提出議案第64号) 上里町税条例等の一部を改正する条例について

日程第10 (町長提出議案第65号) 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第11 (町長提出議案第66号) 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第12 (町長提出議案第67号) 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例について

日程第13 (町長提出議案第68号) 平成27年度上里町一般会計補正予算(第6号)について

日程第14 (町長提出議案第69号) 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第15 (町長提出議案第70号) 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第16 (町長提出議案第71号) 平成27年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡 壽君
5番 齊藤 崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井 實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋 仁君

13番 伊藤 裕 君

14番 植原 育雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関 根 孝 道 君	副 町 長	高 野 正 道 君
教 育 長	下 山 彰 夫 君	総 務 課 長	岸 智 敏 君
総合政策課長	片 岡 浩 一 君	税 務 課 長	須 長 正 実 君
町民福祉課長	板 垣 延 雄 君	子育て共生課長	山 田 隆 君
健康保険課長	山 下 容 二 君	高齢者いきいき課長	小 暮 秀 夫 君
まち整備環境課長	強 矢 賢 君	産業振興課長	南 雲 定 夫 君
上下水道課長	宮 下 忠 仁 君	学校教育課長	谷 木 章 二 君
学校指導室長	福 島 彰 君	生涯学習課長	金 井 孝 君
郷土資料館長	金 井 孝 君	会計管理者	安 藤 達 夫 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 好 一 係 長 戸 矢 信 男

開 議

午前10時50分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

10番、新井實議員から、昨日の一般質問中の再質問における発言について、会議規則第64条により、不適切な部分の発言の取り消しの申し出がありましたので、新井實議員の発言を許可いたします。

10番、新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） 10番、新井實でございます。

昨日の一般質問の再質問において、私の発言中に不適切な部分がありましたので、謹んで取り消しをお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

申し出のとおり、発言の取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、発言を取り消すことに決定いたしました。

日程第7 町長提出議案第62号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第7、町長提出議案第62号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第62号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第62号 上里町課設置条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政組織の見直しにより、総務課所管の消防・防災事務並びにまち整備環境課所管の生活環境事務を統合し、防災・防犯・交通安全の強化を行いたく、組織の再編のため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして、御説明申し上げます。

初めに、概要について御説明申し上げます。

近年では、平成23年3月の東日本大震災、昨年2月の関東地方における大雪被害、また記憶に新しい本年9月の鬼怒川の決壊など自然災害が猛威を振るい、住民の生命・身体を脅かされる事案が多く発生しております。

上里町においても、自然災害を始めとする様々な危機的事案に対応するため、防災を専門で扱う課の創設を検討しております。

今年度におきまして、関係各課の課長、係長をメンバーといたしまして、行政組織の見直しに係るプロジェクトチームを立ち上げ、課の改編等の協議を行いました。現在、防災・消防団関係の事務を担当している総務課庶務係の一部と、交通安全、廃棄物関係の事務を担当しているまち整備環境課生活環境係の2係を1つの課にまとめ、新しい課を設置することといたしました。

1つの課にすることで、防災のみならず、防犯や交通安全といった安全・安心の町づくりを今まで以上に積極的かつ効率的に推進していけるものと考えております。

今回の組織の見直しにつきましては、新課を設置し、町長部局といたしましては、課の数は9課から1つ増えて10課に変更し、「まち整備環境課」の課の名称も「環境」を削り、「まち整備課」といたします。

なお、新課の場所についてでございますが、庁舎2階の現行のまち整備環境課の西側隣に配置する予定で、係は消防・防災担当として「防災安全係」及び生活環境担当として「生活環境係」、こちらは従来どおりでございます。その2つの係を設置いたします。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。

上里町課設置条例の第1条に記載されている課「総務課、総合政策課、税務課、町民福祉課、子育て共生課、健康保険課、高齢者いきいき課、まち整備環境課、産業振興課」を「総務課、総合政策課、税務課、くらし安全課、町民福祉課、子育て共生課、健康保険課、高齢者いきいき課、まち整備課、産業振興課」に、平成28年4月1日より改める一部改正でございます。

以上で、上里町課設置条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 今、その課設置条例の一部改正ということで説明を受けましたが、以前にも見直しというのはあったように記憶あります。現在あるまち整備環境課というのは、発

足してそんなに年月というか日にちが立っていないような気がするんですけども、ほかの課もちょっと調べてはいませんが、提案理由の意図は、私は理解できているんですけども、なぜ質問するかというと、行政側のほうの先ほど説明のあった中で、今以上にということではありますが、これは私も理解できます。町民に対する、課の一部条例というか、新しい課を1つ増やして10課にするということなんですけれども、町民が戸惑わないようなサービスというんですか、周知、これを徹底していただきたいなというふうに思うんですけども、これはどういった手段をもって町民にアピールというか周知するか。周知するにしても、例えば広報とかそれからホームページとかいうふうな手段になろうかと思いますが、しつこいぐらいにやっていただかないと、本当に町民は戸惑っちゃうんじゃないかなというふうに思うんですけども、この辺について、どういった方法をとられるか具体的な説明をお願いできたらと思います。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今回、課の設置条例の一部を改正する条例をお願いしたところでございますけれども、従来ですと、平成25年に人権政策の見直しによる組織の見直しと子育て、福祉、医療、介護を含めた窓口業務と社会保障制度の見直しによりまして、1階に集中をしたという経緯がございます。そして、26年度には水道課と下水道課を統合して上下水道課を新設をしたということでございます。その中の25年度の見直しの中にも、環境係について、場内の中ではどこにしたらいいかということで、いろいろと議論はあったんですけども、環境課を1つ独立するということがあったんですけども、結果としては25年度にまち整備のほうの建設土木と合わせた2係という形になったわけでございます。

今回、安心・安全ということで、今まで総務課の庶務係で行っていた防災関係をさらに拡充して、住民の皆さんとの防災訓練ですとか、また空き家対策ですとか、危機管理、そういうものを近年の状況を踏まえながら、さらに充実させるために今回提案したものでございます。

また、御質問の広報関係でございますけれども、一般的に今回は平成28年の4月1日から施行ということでございますけれども、通常、条例等については、一般的には3月議会をお願いするものでございますけれども、やはり周知期間等々が大事だということで、今回12月に条例改正をお願いしたところでございます。そういう意味で来年以降、3カ月間の間で課の設置条例の内容についても、広報ですとかホームページで周知することと、また区長会等にも、仕事の内容が、職務が変わりましたということで周知をしたり、そういうものも1回だけじゃなくて、住民の方が役場へ防災関係また環境関係等々、来たときに余り迷わないように十分周知をこれからも1月以降で進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

6番、岩田智教議員。

〔6番 岩田智教君発言〕

6番（岩田智教君） 6番、岩田智教です。

今、副町長のお話で、防犯・防災のプロフェッショナルというようなことが出てまいりましたけれども、そのくらし安全課の職員の中に、元自衛官であるとか、消防署員であるとか、警察官、そういう方を配置する予定ですか。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 防災安全の関係でございますけれども、プロフェッショナルということで自衛隊ですとか、また消防の経験者ということでございますけれども、今年度4月から、総務課の庶務係の中で長く広域消防で実践的に行っていた職員を再任用という形で現在配置をしているところでございます。

また今後、いろいろな面で安心・安全のためのプロフェッショナルということで、いろいろな役職については検討していかなければならないとは思いますが、来年度4月以降については、その方にも引き続き広域消防でいろいろと経験したノウハウをこの町の係の中で発揮していただくようお願いをしているところでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 済みません。単純なことなんですけれども、新たな課を設置することは内容も意味も含めてわかったんですけれども、どこにその課は、3階の総務課の隣なのか、2階のまち整備課の隣なのか、住民にとっては非常に重大なことなのでお願いしたいと思いません。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） 場所ということでございますけれども、今現在検討しているところにつきましては、2階のまち整備、今現在まち整備環境課がございまして、その隣の一番西の2階で、やはり交通安全等も担うわけですので、一体的な利便性を含めまして、2階の西側を考えているところでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔 5 番 齊藤 崇君発言 〕

5 番（齊藤 崇君） 先ほどちょっと質問すればよかったんですけども、要するに暮らし安全課というのはできるわけですけども、課長以下何名体制で構成されるのか教えていただけますか。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

副町長（高野正道君） 現時点では、暮らし安全課ということでございますので、課長職を 1 名、防災安全係を 2 名から 3 名、生活環境係を 3 名、およそ 7 名程度を考えておるところでございます。4 月の人事等の配置の関係で若干変わるとは思いますけれども、基本的にはこの 7 名体制で新しい課を運営していくように、今の時点では考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第 62 号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 町長提出議案第 63 号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第 8、町長提出議案第 63 号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

副町長（高野正道君） 議案第 63 号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第63号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険法、地方公務員等共済組合法等の改正により、公務員共済組合の組合員が厚生年金保険制度に加入することとされたことに伴いまして、町議会議員その他非常勤の職員が公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、同一の事由について、他の法律に基づき障害厚生年金その他の年金が支給されるとき調整に係る規定の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づき、議会の議員、委員会の非常勤の職員などが公務上の災害、例えば、負傷、疾病、障害、または死亡、または通勤による災害に対する補償に関する制度を定めたものでございます。

また、この条例の対象となる者は本条例の第2条の規定に基づき、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員などが対象となり、非常勤の委員では、教育委員会委員、公平委員会委員などが挙げられ、行政区長もこの条例の対象となります。

今回の改正により、実際の改正部分に該当する者は、国家公務員や地方公務員などの共済組合に現に加入している方のみ対象となります。

被用者年金制度の一元化について申し上げますと、民間企業に勤めている方は厚生年金に加入し、町職員を含む公務員は共済年金に加入しておりましたが、先ほど御説明申し上げました「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の公布、施行に伴いまして、平成27年10月からは公務員も厚生年金に加入することになり、共済年金は厚生年金に統一をされました。そのため、傷病補償年金、障害補償年金、そして遺族補償年金の3つの年金と休業補償について、当該補償の受給権者に、同一の事由により厚生年金保険法等他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に調整を行うことを規定するための改正でございます。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。

制定附則第5条ですが、他の法令による給付との調整を規定しており、第1項は、年金たる補償である「傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金」における給付において、共済年金の厚生年金への一元化に伴う各種の補償年金の調整率を定める改正でございます。また、表中の国民年金法等に係る調整率に改正はございません。

附則第2項では、休業補償の額に関する規定で、障害基礎年金の部分で、除外規定に被用者年金一元化法の改正前の国家公務員共済組合法、または地方公務員共済組合法により、障害共

済年金が支給されている場合を追加する改正でございます。

最後に附則でございますが、第1項は施行期日を規定しておりまして、公布の日から施行とし、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行となる平成27年10月1日から適用日とさせていただきます。

第2項及び第3項までは、経過措置を規定しております。

第2項では、適用日前に支給すべき事由が生じ、適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償は従前の例とし、改正前の条例を適用させることを規定しております。

第3項では、公務もしくは通勤による傷病の初診日が一元化法施行前で、障害認定日が施行後の場合とし、経過措置の規定を設けないと、一元化法施行前では、共済年金部分に相当する旧職域加算障害給付と施行後の障害補償年金がそれぞれ減額対象とされてしまうため、二重で併給調整されることについて、当分の間適用しないことを規定し、障害補償年金を減額しないための措置でございます。同様に遺族補償年金についても当分の間適用せず、減額しない措置としております。

以上で、上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第63号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第64号 上里町税条例等の一部を改正する条例について
議長（伊藤 裕君） 日程第9、町長提出議案第64号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第64号 上里町税条例等の一部を改正する条例について。

御提案申しあげました議案第64号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての内容説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成27年3月31日に公布施行されました地方税法の一部を改正する法律のうち、地方税の猶予制度について一定の事項については、地方分権を推進する観点から地域の実情等に応じて条例で定めることとされたため、上里町税条例等の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

まず、第1条でございます。

この度の地方税法の改正は、消費税率10%への引き上げ延期に伴う税制措置に合わせ、デフレ脱却、経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生にも取り組むため、平成27年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布施行されたところでございます。

地方税の猶予制度につきましては、これまでも制度自体はございましたが、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しが行われ、地方税に関する地域の実情は様々でございますので、一定の事項について、地方分権を推進する観点から、町条例で定める仕組みとされたため、上里町税条例等の一部を改正するものでございます。

町税条例ごとに御説明を申し上げます。

第8条は、「徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法」について規定したものでございます。

第1項において、ある一定要件のもと、町の徴収金を猶予する場合、または猶予をした期間の延長をする場合に、財産状況などから考慮して、その期間内において妥当な金額に分割して納付、または納入することができるものとするものでございます。

第2項において、その分割した金額及び納付期限を町長が定めるものとするものでございます。

第3項において、徴収猶予、または徴収の猶予期間の延長を受けた者が、やむを得ない事情により納付期限内の納付が困難な場合には、納付金額や納付期限を変更できるものとするものでございます。

第4項及び第5項において、徴収の猶予及び猶予期間の延長を認め、納付期限及び納付金額等を定めた場合、またはそれらを変更した場合においても、本人に通知しなければならないというものでございます。

第9条は、「徴収の猶予の申請手続等」について定めたものでございますが、第1項から第5項では、徴収の猶予、または猶予した期間の延長をする場合において、申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類について定めたものでございます。

第6項において、申請書に記載した内容の訂正や添付書類の訂正があった場合には、その訂正を求める旨を知らせる通知を受けた日から20日以内に訂正をしなければならないというものでございます。

第10条は、「職権による換価の猶予の手続等」について定めたものでございます。

第1項において、滞納処分をすることにより事業の継続や生活維持を困難にすることが想定される場合、徴税吏員の職権によって換価を猶予し、猶予、または猶予を延長する期間内で、該当する徴収金を分割して納付させるとするものでございます。

第11条は、「申請による換価の猶予の申請手続等」について定めたものでございます。

これまでの職権による換価の猶予のほか、新たに滞納者の申請による換価の猶予を認める内容となっており、第1項ではその申請期限を納期限から6カ月以内とするものでございます。

第2項では、猶予をする期間及び猶予期間を延長する期間内の各月において、徴収金を分割して納付させるものと定めております。

第3項は、第8条第2項から第5項までを準用するという準用規定でございます。

第4項及び第5項は、猶予及び猶予の延長をする場合の申請書記載事項と添付書類を定めたものでございます。

第6項は、申請書に記載した内容の訂正や添付書類の訂正があった場合には、その訂正を求める旨を知らせる通知を受けた日から20日以内に訂正をしなければならないというものでございます。

第12条は、「担保を徴する必要がない場合」について定めたものでございます。徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予を行う場合には、それらの徴収金に見合う金額の国債や有価証券、土地建物等の担保を徴する必要があるが、その金額が100万円以下であることや猶予期間が3カ月以内である場合、ほかに特別の事情がある場合には担保が必要ないというものでございます。

「第8条から第17条まで削除」と規定されていた形骸の部分でございますが、「第8条から第12条」まで条文で規定をされておりましたので、「第13条から第17条まで削除」に改めをさせていただきます。

第18条は、「地方税法（昭和25年法律第226号。以下、法という。）」を「法」に改めるもので、第8条において地方税法の略称規定が定められたことによる改正でございます。

続いて、第2条でございます。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、先の9月議会で審議可決いただきました上里町税条例の一部を改正する条例を改正するものでございます。

町税条例ごとに御説明申し上げますと、第2条は、第3号、第4号を改正するとした内容を削除し、改正がないものとする内容でございます。

第36条の2、第63条の2、第89条、第112条の2は、いずれも法人番号という用語に対して、いわゆるマイナンバー法の規定によるものであるという注釈を加えるものでございます。

次に、附則の内容でございますが、附則第1条は、新条例の施行日について規定したものでございますが、この改正条例第1条に係るものは平成28年4月1日から施行としております。ただし、改正条例第2条に係るものは公布の日から施行としております。

附則第2条は、改正後における徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置の内容を定めたものでございます。

以上で、上里町税条例等の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 第8条の中の第3項、最後のほうに各納入期限における納付金額または納入金額を変更することができるかとあるんですけれども、これは具体的に理解するのは減額というふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

税務課長（須長正実君） 齊藤議員の質問に対して御説明申し上げます。

この変更につきましては、特に減額とかそういったことは想定しておりませんで、事情が変わって、最初幾ら幾ら納めてくださいということで金額を決めますけれども、ある事情によりまして、その金額が納付できないということで、やむを得ない理由があるときにつきましては、新たにその金額を変更するというところでございます。猶予する期間は1年というふうになって

おります。事情がある場合につきましては、2年まで最大伸ばすことができますので、そういったことで、金額を少なくするとかそういったことで変更するということがございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第64号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第65号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第10、町長提出議案第65号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第65号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第65号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と言います、の施行に伴いまして、特別の事情に関する届出の際の記載事項に「個人番号」を追加するため、本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明を申し上げます。

番号法の施行に伴い、国民健康保険税の減免に関する特別な事情に関する届出に際しまして、今までの「氏名」及び「住所」のほか「個人番号」を追加する措置がなされたことによる改正

でございます。

それでは、改正内容の御説明を申し上げます。

第22条の国民健康保険税の減免の規定中、第2項第1号の「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改め、個人番号の規定を追加をいたします。

附則でございますが、この条例は番号法附則第1条第4号の政令で定める日の平成28年1月1日からの施行といたします。

以上で、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 町は、好むと好まざるに関わらず、国の法律ができたもとで個人を識別するための番号を記入していただくという用紙に切り替わっていくんだというふうに思うんですけども、条例は条例ですけども、例えば窓口で番号を持ってきていませんでしたというときに、番号を記入しなければ受け付けないということはないのかどうか、番号を記入しなくても受け付けていただけるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） 総務課の岸でございます。

今の御質問に対しまして御説明させていただきます。

これからあります条例制定の部分も含めまして、町としましては、この法律に則りまして番号を記載していただくということの御説明はいたしますけれども、本人が先ほどお話がありましたように、忘れていたとか記入したくないということでございました場合は、それについては、申請等については受け取るということでございます。特に書かなかったから罰則で受けないということではございません。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第65号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第66号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第11、町長提出議案第66号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第66号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について。
御提案申し上げました議案第66号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、先ほどの議案第65号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例と同じく、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の施行に伴いまして、特別の事情に関する届出の際の記載事項に「個人番号」を追加する改正、あわせて、平成28年4月開始に向けて準備を進めております介護予防・日常生活支援総合事業について、当初の開始予定時期より前倒して平成28年3月1日より開始できる準備が整ったこと、また新しい総合事業及び新しい包括的支援事業の創設により、上限額の取り扱いの見直しがされたことに伴いまして、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明を申し上げます。

改正理由が、番号法の関係と新事業の関係の2点でございます。

まず1点目でございますが、番号法の施行に伴い、介護保険料の徴収猶予並びに減免に関する

る特別な事情に関する届出に際しまして、今までの「住所」、「氏名」のほか、「個人番号」を追加する省令が公布され、介護保険料に関する特別な事情の届出に「個人番号」を追加する措置がなされました。

次の2点目でございますが、平成27年4月の介護保険制度改正で、すべての市町村に「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することが定められておりますが、移行に当たっては各自治体により準備状況が異なるため、平成29年4月まで猶予することができるものとされております。

附則の第8条では、支援者に対する効果的かつ効率的な支援を可能にするための生活支援体制整備を進めるため、介護予防・日常生活支援総合事業を平成28年3月31日までは行わないとしておりましたが、総合事業へ移行するための準備が整ったため、開始時期を平成28年3月1日に前倒しをする改正となります。

また、今回の改正では介護報酬の見直しがあり、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の報酬単価が減額をされております。総合事業に使える事業額は前年度の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援及び介護予防事業の実績額に基づいて上限額を設定するため、平成28年度に総合事業を始めますと、報酬改定の影響を受けることとなります。

そのため、平成27年度中に開始時期を前倒しすることによって、報酬改定の影響を受けることなく総合事業の上限額を設定することができるため、総合事業の開始時期を前倒しをするものでございます。

それでは、改正内容の詳細を御説明を申し上げます。

第9条の保険料の徴収猶予の規定中、第2項第1号の「住所及び氏名」を「氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改めをいたしまして、個人番号の規定を追加いたします。

第10条の保険料の減免の規定中、第2項第1号の「住所及び氏名」を「氏名、住所及び個人番号」に改め、こちら個人番号の規定を追加いたします。

附則第8条中「、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行わず」を削る部分でございますが、こちらは1年間の猶予期間をなくす改正でございます。また「平成28年4月1日」を「平成28年3月1日」に改める部分は、事業の開始時期を1カ月早くするための改正となっております。

次に附則でございますが、附則第8条の改正規定は、公布の日から施行とし、第9条及び第10条の改正規定は、番号法附則第1条第4号の政令で定める日の平成28年1月1日から施行といたします。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第67号 上里町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第12、町長提出議案第67号 上里町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第67号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例について。

御提案申し上げました議案第67号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号法」といいます、の規定に基づきまして、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明を申し上げます。

初めに、概要でございますが、番号法に定められた社会保障・税・災害対策の分野での事務について、個人番号の利用範囲を定め、平成28年1月1日から個人番号を利用する事務が開始されることにより、庁内のマイナンバーの関連各課で、番号法による事務につきまして、基幹系システムにおいて情報の検索や保管などの事務を処理するために番号法第9条第2項に規定されている条例が必要なため、制定をするものでございます。

続きまして、条文の内容について御説明を申し上げます。

第1条は趣旨で、番号法第9条第2項の規定に基づきまして、個人番号の利用に関して必要な事項を定めるものとしております。

第2条は定義規定で、この条例に出てくる用語の説明を行っております。第1号から第4号まで4つの用語を規定をしております。

第3条は町の責務で、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、地域の特性に応じた施策を実施するため、町の責務を定めたものでございます。

第4条は個人番号の利用範囲を規定し、番号法の別表第2の第2欄に掲げるもの、すなわち、番号法に定める事務のみを対象に個人番号の利用範囲を規定しております。

「番号法に定める事務」につきましては、地方税の賦課徴収の事務では、固定資産税、住民税等の課税・減免のための事務で納税者の収入状況や保有資産、世帯情報の取得、児童手当の支給に関する事務では、受給者の請求認定で所得制限により支給額を決定するため、受給請求者の所得情報の取得、介護保険の保険給付の支給に関する事務では、介護保険料の賦課の判定に当たり、被保険者の所得状況、世帯情報を取得することなどを想定しております。

第2項では、前項に定める事務を処理するため、必要な限度で番号法の別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であり、かつ町が保有する情報を利用できることとしております。ただし書きでは、番号法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して、ほかの個人番号利用事務実施者、例えば税務署、年金事務所、市町村などから当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を取得すべきとするものでございます。

第3項では、第4条第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合、ほかの条例、規則等の規定により、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を義務づけているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを定めております。特定個人情報の利用ができる場合、申請者等は書類の提出が不要となり、個人番号の利用によって行政手続における添付書類の削減を行う旨の規定でございます。

最後に附則でございますが、条例の施行日は、番号における個人番号の利用開始日の平成28年1月1日から施行といたします。ただし、第4条第2項ただし書きの規定における情報提供ネットワークシステムの使用に関しては、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年7月1日を予定）から施行するものでございます。

以上で、上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 第2条の（3）の個人番号利用事務実施者ということを上里町ではどういうふうになるのでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔 総合政策課長 片岡浩一君発言 〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

上里町における個人番号利用事務実施者というものは、法の規定などから考えますと、上里町長及び上里町教育委員会の2つの機関になるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第67号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 48 分休憩

午後 1 時 30 分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 13 町長提出議案第 68 号 平成 27 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第 13、町長提出議案第 68 号 平成 27 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案を申し上げました議案第 68 号 平成 27 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明いたします。

平成 27 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによります。

第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,664 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87 億 800 万 1,000 円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第 2 条は、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」によるものでございます。

次に、2 ページですが、第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款 13 使用料及び手数料は 153 万 3,000 円の増額補正で、農林水産業使用料の農村公園に係る行財政使用料となっております。

款 14 国庫支出金の 3,388 万 9,000 円の増額補正で、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金や総務費国庫補助金の選挙人名簿システム改修費補助金や民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金となっております。

款 15 県支出金は 1 億 240 万 9,000 円の減額補正で、主な内容は、民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金や民生費県補助金の重度心身障害者医療費支給事業補助金、定期巡回・随時対応サービス開始準備経費等支援事業補助金、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金などの増額や、農林水産業費県補助金の埼玉園芸生産力強化支援事業費補助金などの減額となっております。

款17寄附金は503万9,000円の増額補正で、町内の個人及び企業などからの一般寄附金となっております。

款18繰入金は2,906万6,000円の増額補正で、昨年度財政調整基金に積み足した寄附金の積立額のうち、歳出の福祉目的事業に充当するための財政調整基金繰入金やゴルフ場用地及び道路用地の取得に要するため、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金の増額となっております。

款19繰越金は5,290万1,000円の増額補正で、前年度繰越金となっております。

款20諸収入は1,662万1,000円の増額補正で、介護予防サービス計画費、消防水利施設保証料、重度医療高額療養費返還金、後期高齢者医療給付に要する経費負担金精算金の増額となっております。

歳入合計では、現予算に対し3,664万円を追加し、87億800万1,000円とするものでございます。

次に、3ページが歳出になります。

初めに、款2総務費は1,435万3,000円の増額補正で、主な内容は固定資産台帳整備委託料、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、コミュニティバス待機所舗装工事、コミュニティバス運行事業補助金、住基ネット用認証装置などの増額となっております。

款3民生費は6,550万2,000円の増額補正で、主な内容は、障害福祉サービス費、障害者医療給付費、障害児通所給付費、重度心身障害者医療費、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金、定期巡回・随時対応サービス開始準備経費等支援事業補助金、保育所や児童館の諸備品購入費などの増額となっております。

款4衛生費は21万9,000円の増額補正で、保健センターの窓ガラス修繕、給湯器の更新による増額となっております。

款5農林水産業費は1億2,000万円の減額補正で、埼玉園芸生産力強化支援事業費補助金の減額となっております。

款7土木費は5,891万9,000円の増額補正で、主な内容は、町道第2389号線の土地購入費、上里スマートインターチェンジ設置工事委託、ゴルフ場土地借り上げ料、ゴルフ場の土地購入費、町営住宅に係る修繕料などの増額となっております。

款8消防費は104万7,000円の増額補正で、防火水槽撤去工事費、消火栓新設工事負担金の増額となっております。

款9教育費は1,660万円の増額補正で、主な内容は、平成27年度改訂分の小中学校教員の教科書及び指導書、上里中学校校舎棟床維持保守業務委託料、上里北中学校体育館アリーナの床修繕工事、上里北中学校の部活動振興費補助金、各地区公民館の消防設備に係る修繕、中央公

民館の移転に伴う施設備品購入費などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し3,664万円を追加し87億800万1,000円とするものでございます。

次に、4ページが、第2表債務負担行為補正になります。

上段の上里町固定資産台帳整備事業は統一的な基準による地方公会計の整備促進のために行う公有資産の固定資産台帳への記載、整備を行うもので、期間は平成28年度までとし、限度額は1,100万円といたします。

下段の上里町コミュニティバス運行事業補助金はコミュニティバスの運行における収支差額について補助金を支払うもので、期間は運行期間となる平成32年度までとし、限度額は2億7,952万4,000円といたします。

以上で、一般会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細の内容説明につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時45分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、議案第68号、70号について一部誤りがあり、会議規則第64条の規定の準用により訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） ただいま提案申し上げました、説明を申し上げました議案第68号平成27年度上里町一般会計補正予算（第6号）の関係でございますけれども、補正予算書の1行目に、平成27年度上里町一般会計補正予算（第6号）を（第5号）と誤りまして提案をさせていただきました。大変申し訳なく思っているところでございます。ここに訂正をいたしまして、お詫びを申し上げたいと思います。

続きまして、議案第70号でございますけれども、平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、その中の定める規定ということで1行目に、平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）と記載をされておるところでございますけれども、これについては提案のとおり（第3号）ということでございますので、これについても訂正をし、お詫びをさせていただきます。

今回、補正予算書で議案の内容についての号数が間違えたということでございますので、今後そういうことのないように、しっかりとチェックをしながら議会のほうへ提案をさせていただきますので、是非御了承いただければありがたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

議長（伊藤 裕君） 次に、一般会計の詳細説明を担当課長より求めます。
総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。
質疑はありませんか。

5番、齊藤議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） まず、1枚目の総務課のところの1番最後の消防施設整備事業の防火水槽撤去工事費なんですけれども、この防火水槽というのは具体的にどこで何カ所なのか。

それと、その下の負担金補助及び交付金、消火栓新設工事負担金とありますが、これは何カ所なのか。

それと、その下の、続けていいですか、総合政策課の企画振興事業のコミュニティバス待機所舗装工事、これは何カ所あるのか。とりあえずその3点を聞きたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） それでは、齊藤議員さんの御質問に説明させていただきます。

防火貯水槽撤去工事につきましては、説明がありましたように、中山道の中の歩道拡幅によりまして防火貯水槽が当たるもので、1カ所でございます。

それから消火栓につきましては、今地上式の、立ち上げ式の消火栓が近くにございまして、やはりその部分について地下式に変えるということで、1カ所でございます。1カ所、1カ所ということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 齊藤崇議員の企画振興事業に対する質問に御説明申し上げます。

今回設置いたしますバス待機場は1カ所でございます、上里サービスエリア上り線側の町道の廃道敷を活用して設置するものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 3ページでお尋ねしたいと思います。

高齢者いきいき課の委託料でありますけれども、ケアマネジメントの事業の委託料が若干増えているわけなんですけれども、対象者見込みをどのぐらいにしている、どれぐらい増えたことによるものなのかお尋ねしたいと思います。

それと、その下のまち整備環境課なんですけれども、スマートインターチェンジの整備事業、見込みよりも増額に、2,000万円ほどなっていますけれども、どういう、内容の変更によるものなのか、単価の変更によるものなのか御説明をお願いしたいと思います。

次に、5ページでありますけれども、郷土資料館の埋蔵文化財の整理作業員の賃金でありますけれども、時給がどのぐらいアップされたものによることなのか御説明をお願いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

ケアマネジメントの件数でございますけれども、要支援1・2のケアプラン、新規が9件、継続125件、合計134件分ということで積算をしております。

議長（伊藤 裕君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 沓澤議員の上里スマートインターチェンジ整備事業に係る委託料に係る質問に対して御説明申し上げます。

増額の内容につきましては、基本的に事業計画の変更の内容でございます。

まず1点目としまして、管理上合理的に維持管理をする上で、雑草の管理という意味で一部スマートインターのランプの中を雑草抑制ということで、雑草抑制シート等を張るとというのが増額になりました。

また、あわせて警察等の路面標示の協議ということで、供用前にして協議をしたところ、区画線等の路面標示、こちらが標示の仕方等の変更が生じまして増額となったものでございます。

以上、単価ではなくて施行内容の変更、維持管理も含めて合理的な管理をするということで、

整備費としては増額となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 郷土資料館長。

〔郷土資料館長 金井 孝君発言〕

郷土資料館長（金井 孝君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

埋蔵文化財出土品の整理作業賃金でございますが、最低賃金810円が830円に20円引き上げるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 3ページの子育て共生課のところなんですが、先ほどの説明ですと、備品購入費の施設備品購入費3万6,000円というのが、ファクス機というふうに聞いたと思っただんですが、間違っていたら申しわけございません。これは基本的にリース契約じゃないのか、それとも購入というか、リース契約を受けてやっていないのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

それと4ページの下の小学校管理運営事業ですが、図書購入費、28年度の指導書が変更になるということで、先生の要するに指導書とか、教材用図書というふうに聞いたと思うんですけども、これは、小学校の図書購入費が114万2,000円と計上されていますが、小学校5校、本町にあるわけですけれども、この割り当てというか内訳、どの程度になっているのか。

それと5ページの、やはり中学校のほうです。これの振り分け、上中と北中どのようになっているのか説明していただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 山田 隆君発言〕

子育て共生課長（山田 隆君） 齊藤崇議員の御質問に説明させていただきます。

まず3ページの七本木、上里東、長幡児童館運営事業の中の施設備品購入費3万6,000円についてでございますが、こちらはファクスではなく電話機ということで、東児童館と長幡児童館、2台購入するものでございます。リースか購入かということでございますが、こちらは購入でございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） それでは、齊藤崇議員の質問に御説明申し上げます。

まず、小学校教育振興事業の備品購入費ということでございます。これにつきましては、教師用教科書、教師用指導書ということでございます。内訳につきましては、各小学校ごとで申し上げますればよろしいでしょうか。

まず、教科書購入につきましては、神保原小学校5,963円、賀美小学校4,555円、長幡小学校3,236円、七本木小学校3,707円、上里東小学校1万5円、合計2万7,466円でございます。

それから、先生方の指導書の購入額でございますけれども、神保原小学校19万836円、賀美小学校25万6,608円、長幡小学校14万2,128円、七本木小学校14万2,128円、上里東小学校38万2,104円、合計111万3,804円でございます。

それから2点目でございます。

同じく中学校教育振興事業、備品購入費でございます。中学校教師用の教科書と指導書ということでございます。これにつきましては、平成28年度教科書改訂分によります4月当初分ということで、これは全中学校の全教員分ということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第68号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第69号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第14、町長提出議案第69号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第69号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,966万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,405万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算でございます。

歳入の款3 国庫支出金は2,983万6,000円の増額補正で、内容といたしましては、歳出の一般被保険者療養給付費等のおおむね100分の39相当額が、国庫負担金と補助金で交付されるもので、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増額に伴う調整により療養給付費負担金と財政調整交付金の増額となっております。

款4 療養給付費交付金は1,673万4,000円の減額補正で、内容といたしましては、60歳以上65歳未満の退職者医療に該当する被保険者の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、調整対象基準額の部分が決定されたことに伴い減額となっております。

款6 県支出金459万円の増額補正で、内容といたしましては、国庫支出金の仕組みと同様に歳出の一般被保険者療養給付費等のおおむね100分の9相当額が県財政調整交付金として交付されるもので、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増額に伴う調整により普通調整交付金の増額となっております。

款9 繰入金168万円の増額補正で、内容といたしましては、出産育児一時金の歳出について、3分の2を町が負担することになりますので、一般会計繰入金が増額となっております。

款10繰越金は8,028万8,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計では、現予算に対し9,966万円を追加し、39億5,405万6,000円とするものでございます。

次は、歳出になります。

款2 保険給付費は9,966万円の増額補正になります。内容といたしましては、項1 療養諸費の見込み額を20億5,709万3,000円とし、一般被保険者と退職被保険者等の療養給付費と療養費の不足額の合計8,599万2,000円を増額するものでございます。

項2 高額療養費は、見込み額を2億6,825万3,000円とし、一般被保険者と退職被保険者等の

不足額の合計1,114万8,000円を増額するものでございます。

項4 出産育児諸費は、出産育児一時金の見込み人数を42名とし、6名分の不足額252万円を増額するものでございます。

款3 後期高齢者支援金等は、財源補正のみとなりますので、第1表の記載はございません。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し9,966万円を追加し、39億5,405万6,000円とするものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第69号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第70号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第15、町長提出議案第70号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第70号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,659万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款2 国庫支出金は137万4,000円の増額補正で、保険給付費の増額や介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴う増額となっています。

款3 支払基金交付金は180万9,000円の増額補正で、国庫支出金と同様の理由により増額をするものでございます。

款4 県支出金は81万円の増額補正で、国庫支出金と同様の理由により増額をするものでございます。

款6 繰越金は267万9,000円の増額補正で、前年度繰越金となっております。

以上で、歳入合計につきまして667万2,000円を追加し、予算総額を16億7,659万円とするものでございます。

続きまして、歳出になります。

款1 総務費、項4 趣旨普及費は3万8,000円の増額補正で、介護予防・日常生活支援総合事業の普及に係る消耗品となっています。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費は450万5,000円の増額補正、項2 介護予防サービス等諸費は175万円の増額補正で、いずれも給付費の伸びによるものとなっております。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費は121万3,000円の減額補正、項2 包括的支援事業・任意事業費は1万円の増額補正、項3 介護予防・日常生活支援総合事業費は141万7,000円の増額補正で、介護予防・日常生活支援総合事業の開始が前倒しされることなどに伴う予算の組み替えとなっております。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金は、16万5,000円の増額補正で、第1号被保険者保険料還付金の見込みによるものとなっております。

歳出合計も、歳入同様、現予算に対し667万2,000円を追加し、16億7,659万円とするものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第70号 平成27年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第71号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）
について

議長（伊藤 裕君） 日程第16、町長提出議案第71号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案を申し上げました議案第71号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 平成27年度上里町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条 平成27年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

今回の補正予算につきましては、消火栓設置に係る収益的収入及び支出の補正を行うものでございます。

初めに収入ですが、款1事業収益を既決予定額に対しまして65万8,000円増額し、5億8,874万7,000円にいたします。項1営業収益の増額でございます。

次に、支出ですが、款1事業費を既決予定額に対しまして65万8,000円を増額し、5億4,976

万1,000円といたします。項1 営業費用の増額でございます。

次のページからが、補正予算（第2号）に関する説明書及び附属資料となっております。

5ページは実施計画となります。詳細は10ページの説明書に記載してありますので、そちらで説明をさせていただきます。

6ページ、7ページは、予定キャッシュフロー計算書になります。実際のお金の流れで事業の実態をあらわす財務表となっております。

8ページ、9ページは予定貸借対照表で、年度末の予定財政状況を表示しております。

次に、10ページをお願いしたいと思います。

10ページ、補正予算（第2号）説明書でございます。

収益的収入及び支出ですが、初めに収益的収入となります。款1 事業収益、項1 営業収益、目2 受託工事収益、節1 受託工事収益を65万8,000円増額し、282万6,000円とするものでございます。これは消火栓設置工事に伴う町からの受託経費の収入となります。

次に、収益的支出となります。款1 事業費、項1 営業費用、目3 受託工事費、節22 工事請負費を65万8,000円の増額とし、282万6,000円とするものでございます。これは、収入額と同額を消火栓設置工事費として支出をするものでございます。

以上で、水道事業会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第71号 平成27年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 4 0 分散会